

25 年産米に関する作付制限等の対象地域（福島県）
（平成 25 年 3 月 19 日）

25年産米の取扱い	対象地域
作付制限 【原災本部長指示】 作付制限	南相馬市： 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域
	富岡町： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	大熊町： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	双葉町： 全域（警戒区域）
	浪江町： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	葛尾村： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	飯館村： 帰還困難区域
作付再開準備 【原災本部長指示】 管理計画に基づく 米の全量管理※	南相馬市： 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く区域
	川俣町： 計画的避難区域
	楢葉町： 全域（避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域）
	川内村： 居住制限区域及び避難指示解除準備区域
	飯館村： 帰還困難区域を除く区域
全量生産出荷管理 【原災本部長指示】 管理計画に基づく 米の全量管理※	福島市： 旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村
	郡山市： 旧富久山町
	いわき市： 旧山田村
	須賀川市： 旧西袋村
	相馬市： 旧玉野村
	二本松市： 旧渋川村
	田村市： 避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域
	伊達市： 旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町
	本宮市： 旧白岩村
	大玉村： 旧玉井村
	広野町： 全域（旧緊急時避難準備区域）
川内村： 居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く区域	

※：管理計画に基づく生産及び出荷の管理が行われない米については出荷制限。
注1：警戒区域及び避難指示区域の表記は、平成 25 年 3 月 7 日原子力災害対策本部決定を反映したもの。（葛尾村は平成 25 年 3 月 22 日施行、富岡町は平成 25 年 3 月 25 日施行、浪江町は平成 25 年 4 月 1 日施行。双葉町及び川俣町も今後区域見直しを実施予定。）
注2：全量生産出荷管理の対象地域は、今後の検査結果により追加があり得る。